

## 物品調達に関する東海大学医療技術短期大学の基本事項

東海大学医療技術短期大学（以下「本学」という。）が執行する経費（本学以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効果的に使用することとしています。

これにより、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する企業とのみ取引をいたしますので、趣旨をご理解いただき、誓約書をご提出いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 次の不適切な取引を行わないこと。
  - 1) 預り金（本学事務室の承諾を得た前金等を除く）
  - 2) 支払期日の不明確な取引
  - 3) 取引事実と異なる書類の提出（見積書と納品・請求書の仕様違い等）
  - 4) 将来の売買を前提とした貸出（本学事務室の承諾を得たものを除く）
  
2. 本学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には、拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。

**【研究活動における不正の相談・告発窓口】**  
事務室 専用アドレス [ikfusoudan@tokai.ac.jp](mailto:ikfusoudan@tokai.ac.jp)
  
3. 次の取引を行う場合は、事前に事務室の承諾を得ること。
  - 1) 物品等の貸出
  - 2) 物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品であっても、広く一般に配布するためのものを除く）
  
4. 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、提供すること。

以 上

## 誓 約 書

当社（当法人）は、東海大学医療技術短期大学との取引（東海大学以外の他機関が負担する経費を含む。）に当り、社会規範、法令はもとより、学校法人東海大学が定めた「物品調達規程」及び「物品調達に関する東海大学の基本事項」を理解し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

当社（当法人）がこれに反する取引があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

なお、東海大学医療技術短期大学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

また、東海大学医療技術短期大学の教職員から不正な行為の依頼等があった場合には、通報窓口に連絡します。

年 月 日

東海大学医療技術短期大学 学長 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

㊞